

3 動物薬事監視業務

(1) 動物薬事受託業務（動物用生物学的製剤国家検定業務）

動物用医薬品製造業者が製造する動物用生物学的製剤の国家検定業務について、申請の受付け、検定品の抜取り及び封印、合格品の解封業務を実施している（表示の確認業務は、原則として畜産振興課が実施）。

品目数	H27 年度製造・輸入ロット数	抜取延べ回数	開封延べ回数
3	4	4	5※

(2) 動物用医薬品販売業許認可業務

動物用医薬品販売業の許可関係事務及び店舗に対する立入検査により、動物用医薬品の適正販売及び流通過程における品質、安全性の確保に努めている。

区分	許可店舗数	新規件数	廃止件数	立入検査件数 (延数)
店舗販売業	7	0	0	4
卸売販売業	8	0	0	3
特例店舗販売業	95	6	7	50
計	110	6	7	57

(3) 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許認可業務

動物の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器について、許可関係事務及び店舗に対する立入検査により、販売及び貸与における安全性の確保に努めている。

区分	許可及び届出 店舗数	新規件数	廃止件数	立入検査 件数
高度管理医療機器等 販売・貸与業(※許可制)	14	2	1	9
管理医療機器販売・貸与業 (※届出制)	44	2	1	13